



名 称 パナソニックインダストリー株式会社デバイスソリューション事業部宇治拠点

所在地 宇治市木幡西中25番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設  
1基

イ 能力

機能性高分子アルミ電解コンデンサ素子 280万枚/日

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日

使用開始予定年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

オ 使用の季節的変動

なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

イ 設置年月日

別表2のとおり

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

なし

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表3のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和8年5月12日から令和8年6月2日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、宇治市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表1

| 項目<br>区分 | 汚水等の汚染状態の値 |             |            |           |            |            | 汚水等の量                     |
|----------|------------|-------------|------------|-----------|------------|------------|---------------------------|
|          | pH         | BOD         | COD        | 浮遊物質質量    | 窒素         | リン         |                           |
| 通常       | 7          | mg/L<br>250 | mg/L<br>50 | mg/L<br>6 | mg/L<br>34 | mg/L<br>74 | m <sup>3</sup> /日<br>14.3 |
| 最大       | 6          | 325         | 65         | 12        | 37         | 81         | 16.4                      |

別表2

| 種 類   | 中和SS処理装置                   | 中和処理装置                  | 活性汚泥処理装置              | 加圧浮上処理装置              |                       | りん酸処理装置              | 砂ろ過装置                 |
|-------|----------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| 構 造   | 鉄筋コンクリート製                  | 鉄筋コンクリート製               | 鉄筋コンクリート製             | ステンレス製                |                       | 鉄筋コンクリート製            | ステンレス製<br>内面ゴムライニング   |
| 能 力   | 17,000 m <sup>3</sup> /日   | 2,000 m <sup>3</sup> /日 | 700 m <sup>3</sup> /日 | 360 m <sup>3</sup> /日 | 360 m <sup>3</sup> /日 | 40 m <sup>3</sup> /日 | 700 m <sup>3</sup> /日 |
| 処理の方法 | 自動制御3段中和汚泥再循環凝集沈殿方式（高速沈殿槽） | 自動制御中和方式                | 土壌菌培養式活性汚泥処理方式        | 加圧浮上処理方式              | 円形循環水加圧方式             | 中和沈殿処理方式             | 下降流圧力式                |
| 設置年月日 | 昭和60年2月16日                 | 昭和60年2月16日              | 昭和57年6月5日             | 平成10年10月30日           | 令和元年9月                | 令和8年7月1日             | 令和9年1月                |

別表3

| 項 目             |             | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 |         |             |             |               |             |              |             |               |                | 汚水等の量     |                              |         |
|-----------------|-------------|---------------------|---------|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|-------------|---------------|----------------|-----------|------------------------------|---------|
|                 |             | pH                  | BOD     | COD         | 浮遊物質        | 油分            | 窒素          | りん           | マンガン        | ホウ素           | 硝酸化合物          |           |                              |         |
| 中 和 S S 処 理 装 置 | 通           | 処理前                 | 2.5     | mg/L<br>2.6 | mg/L<br>5.3 | mg/L<br>129.8 | mg/L<br>5以下 | mg/L<br>13.1 | mg/L<br>7.2 | mg/L<br>0.1以下 | mg/L<br>0.05以下 | mg/L<br>- | m <sup>3</sup> /日<br>4,501.0 |         |
|                 | 常           | 処理後                 | 6.5~7.5 | 2.6         | 5.0         | 3.2           | 5以下         | 13.1         | 0.3         | 0.1以下         | 0.05以下         | -         | 4,501.0                      |         |
|                 | 最           | 処理前                 | 2       | 8.0         | 10.6        | 149.8         | 5           | 24.9         | 32.7        | 0.1           | 0.25           | -         | 5,372.1                      |         |
|                 |             | 大                   | 処理後     | 6~8         | 6.8         | 10.1          | 3.7         | 5            | 24.9        | 1.3           | 0.1            | 0.25      | -                            | 5,372.1 |
|                 | 中 和 処 理 装 置 | 通                   | 処理前     | 1           | 14.7        | 9.6           | 10          | 5以下          | 3           | 2             | -              | -         | 3以下                          | 4       |
|                 |             | 常                   | 処理後     | 3~8         | 14.7        | 9.6           | 10          | 5以下          | 3           | 2             | -              | -         | 3以下                          | 4       |
|                 |             | 最                   | 処理前     | 0.5         | 19.1        | 13            | 20          | 5            | 5           | 5             | -              | -         | 5                            | 4       |
|                 |             |                     | 大       | 処理後         | 2~8         | 19.1          | 13          | 20           | 5           | 5             | 5              | -         | -                            | 5       |
| 活 性 汚 泥 処 理 装 置 | 通           | 処理前                 | 6.5~7.5 | 66.4        | 30.0        | 19.3          | 5以下         | 46.8         | 12.4        | 0.1以下         | -              | -         | 864.1                        |         |
|                 | 常           | 処理後                 | 6.5~7.5 | 33.2        | 13.5        | 11.4          | 5以下         | 18.7         | 0.5         | 0.1以下         | -              | -         | 864.1                        |         |
|                 | 最           | 処理前                 | 6~8     | 95.0        | 34.2        | 36.8          | 5           | 69.2         | 16.8        | 0.1           | -              | -         | 1,054.7                      |         |
|                 |             | 大                   | 処理後     | 6~8         | 47.5        | 15.4          | 21.7        | 5            | 27.7        | 0.7           | 0.1            | -         | -                            | 1,054.7 |

|        |     |         |       |      |         |     |       |         |       |   |   |         |
|--------|-----|---------|-------|------|---------|-----|-------|---------|-------|---|---|---------|
| 加<br>通 | 処理前 | 6.5~7.5 | 100.6 | 48.4 | 29.2    | 5以下 | 46.8  | 22.6    | 0.1以下 | - | - | 864.1   |
|        | 処理後 | 6.5~7.5 | 66.4  | 30.0 | 19.3    | 5以下 | 46.8  | 12.4    | 0.1以下 | - | - | 864.1   |
| 常      | 処理前 | 6~8     | 144.0 | 55.1 | 55.7    | 5   | 69.2  | 30.6    | 0.1   | - | - | 1,054.7 |
|        | 処理後 | 6~8     | 95.0  | 34.2 | 36.8    | 5   | 69.2  | 16.8    | 0.1   | - | - | 1,054.7 |
| 最      | 処理前 | 2       | 41.7  | 16.0 | 6,155.0 | 5以下 | 214.8 | 1,599.2 | -     | - | - | 74.5    |
|        | 処理後 | 6.5~7.5 | 41.7  | 16.0 | 3.1     | 5以下 | 214.8 | 143.9   | -     | - | - | 74.5    |
| 常      | 処理前 | 3       | 125.6 | 41.0 | 12,245  | 5   | 322.4 | 2,504.5 | -     | - | - | 95.6    |
|        | 処理後 | 6~8     | 125.6 | 41.0 | 6.1     | 5   | 322.4 | 225.4   | -     | - | - | 95.6    |
| 最      | 処理前 | 6~8     | 33.2  | 13.5 | 11.4    | 5   | 18.7  | 0.5     | 0.1   | - | - | 864.1   |
|        | 処理後 | 6~8     | 33.2  | 13.5 | 11.4    | 5   | 18.7  | 0.5     | 0.1   | - | - | 864.1   |
| 常      | 処理前 | 6~8     | 47.5  | 15.4 | 21.7    | 5   | 27.7  | 0.7     | 0.1   | - | - | 1,054.7 |
|        | 処理後 | 6~8     | 47.5  | 15.4 | 15.2    | 5   | 27.7  | 0.7     | 0.1   | - | - | 1,054.7 |



京都府告示第252号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和8年5月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 特定農業用ため池の名称 | 特定農業用ため池の所在地    | 指定の年月日    |
|-------------|-----------------|-----------|
| イトコ池        | 京都市右京区北嵯峨浅原山町33 | 令和8年5月12日 |



京都府告示第253号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和8年5月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 特定農業用ため池の名称 | 特定農業用ため池の所在地    | 指定解除年月日   |
|-------------|-----------------|-----------|
| 御茶屋池        | 乙訓郡大山崎町円明寺薬師前   | 令和8年5月12日 |
| 寺の下池        | 南丹市園部町城南町ハサマ 38 | 〃         |

## 京都府告示第254号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年5月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南丹市美山町佐々里中ノ谷62の8、66の7
- 2 指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 京都府告示第255号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和8年5月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
舞鶴市、綾部市及び宮津市の一部
- 2 測量の期間  
令和8年4月14日から令和9年3月31日まで
- 3 測量の種類  
基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）

## 京都府告示第256号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和8年京都府告示第15号）が令和8年3月31日終了した旨測量計画機関の長である京都府知事から通知があった。

令和8年5月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域  
舞鶴市上東地内

## 京都府告示第257号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和8年京都府告示第16号）が令和8年3月31日終了した旨測量計画機関の長である京都府知事から通知があった。

令和8年5月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域  
相楽郡笠置町地内

## 京都府告示第258号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和8年5月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 重要開発調整池の所在地  
京都市伏見区深草鈴塚町13番10
- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 福井 康樹  
大阪市北区芝田一丁目1番4号  
京阪電鉄不動産株式会社  
代表取締役 道本 能久  
大阪市中央区大手前一丁目7番31号  
積水ハウス株式会社  
代表取締役 仲井 嘉浩  
大阪市北区大淀中一丁目1番88号



京都府告示第259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和8年5月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

| 区域の名称           | 区域の所在地     | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|------------|---------|---------------------|
| 光台5丁目A(つ2021-2) | 相楽郡精華町光台地区 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 光台5丁目B(つ2021-3) | 〃          | 〃       | 〃                   |
| 光台6丁目(つ2021-4)  | 〃          | 〃       | 〃                   |

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所



京都府告示第260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和8年5月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

| 区域の名称           | 区域の所在地     | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 衝撃に関する事項 |
|-----------------|------------|---------|---------------------|----------|
| 光台5丁目A(つ2021-2) | 相楽郡精華町光台地区 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             | 次の図のとおり  |
| 光台5丁目B(つ2021-3) | 〃          | 〃       | 〃                   | 〃        |
| 光台6丁目(2021-4)   | 〃          | 〃       | 〃                   | 〃        |

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

3 閲覧場所 精華町役場

**公 告**

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、令和7年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和8年5月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

| 事 項                                    | 件 数    |
|--|--------|
| 保管用地の届出の件数                             | 0      |
| 保管用地の廃止の件数                             | 0      |
| 勸告の件数                                  | 0      |
| 報告の徴収の件数                               | 0      |
| 立入検査の件数                                | 15,834 |
| 法第14条の3の2の規定による（特別管理）産業廃棄物処理業の許可取消しの件数 | 7      |

注1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。  
2 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。



普賢寺土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年5月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

就任役員（理事）

| 住 所        | 氏 名     |
|------------|---------|
| 京田辺市高船里163 | 中 川 直 美 |



長法寺土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年5月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

| 住 所          | 氏 名     |
|--------------|---------|
| 長岡京市長法寺力池1の1 | 小 林 齋 司 |
| 〃 〃 中島5の3    | 藪 内 宗 博 |
| 〃 〃 力池9の5    | 宇 津 恵 造 |
| 〃 〃 南谷5      | 竹 中 伸 一 |
| 〃 〃 清水ヶ瀬16の3 | 藪 内 豊   |
| 〃 〃 南野10の1   | 長 尾 光 章 |
| 〃 〃 山ノ下16    | 山 本 貴 久 |

(2) 監事

| 住 所          | 氏 名     |
|--------------|---------|
| 長岡京市長法寺山ノ下23 | 上 林 彰   |
| 〃 〃 川原谷2     | 藤 井 伸 一 |
| 〃 〃 清水ヶ瀬5の60 | 道 尾 利 之 |

2 退任役員

(1) 理事

| 住 所                | 氏 名     |
|--------------------|---------|
| 長岡京市長法寺力池1の1       | 小 林 齋 司 |
| 京都市西京区御陵大枝山町五丁目8の9 | 長 尾 正 春 |
| 長岡京市長法寺力池9の5       | 宇 津 恵 造 |
| 〃 〃 北溝口6の1         | 佐 藤 喜 彦 |
| 〃 〃 清水ヶ瀬16の3       | 藪 内 豊   |
| 〃 〃 南野10の1         | 長 尾 光 章 |
| 〃 〃 南谷5            | 竹 中 伸 一 |

(2) 監事

| 住 所            | 氏 名     |
|----------------|---------|
| 長岡京市長法寺山ノ下23   | 上 林 彰   |
| 〃 〃 川原谷 2      | 藤 井 伸 一 |
| 〃 〃 清水ヶ瀬 5 の60 | 道 尾 利 之 |



綾部井堰土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和8年5月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員（監事）

| 住 所        | 氏 名     |
|------------|---------|
| 綾部市岡町堂ノ前22 | 小 雲 雅 志 |

2 退任役員（監事）

| 住 所      | 氏 名     |
|----------|---------|
| 綾部市岡町堺23 | 鬼 口 仁 志 |



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年5月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
大山崎町
- (2) 調査を行った時期  
令和4年9月6日から令和6年7月23日まで
- (3) 成果の名称  
大山崎町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
乙訓郡大山崎町②—4地区

- (5) 認証年月日  
令和8年4月24日  
(国土交通大臣の承認年月日 令和8年4月9日)
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
宇治市
- (2) 調査を行った時期  
令和4年6月20日から令和6年7月18日まで
- (3) 成果の名称  
宇治市西小倉⑦—1の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
宇治市西小倉⑦—1
- (5) 認証年月日  
令和8年4月24日  
(国土交通大臣の承認年月日 令和8年4月9日)



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、学研精華下狛土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

令和8年5月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称  
京阪電鉄不動産株式会社
- 2 事業施行期間  
令和3年6月8日から令和8年5月12日まで
- 3 施行地区  
相楽郡精華町大字下狛小字大崩、小字大谷、小字鬼谷、小字袋谷、小字二野、小字大谷口の一部、小字砂川の一部、小字片山の一部、小字下馬の一部、小字下峠の一部、小字鈴ノ庄の一部、小字大福寺の一部、小字谷峠の一部及び小字堂谷の一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
学研精華下狛土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日  
令和3年6月8日
- 6 終了認可の年月日  
令和8年5月12日



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、精華学研東部土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年5月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 組合の名称  
精華学研東部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
令和 5 年 1 月 24 日から令和 12 年 9 月 30 日まで
- 3 施行地区  
相楽郡精華町大字菅井小字神谷の全部、小字五味山の全部、小字久土田の一部及び小字西山の一部並びに大字植田小字南原の全部、小字大塚の一部及び小字新田の一部
- 4 事務所の所在地  
相楽郡精華町大字植田小字大塚 3
- 5 設立認可の年月日  
令和 5 年 1 月 24 日
- 6 変更認可の年月日  
令和 8 年 5 月 12 日



福知山市から福知山市都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、京都府中丹西土木事務所において縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 12 日  
京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 12 日  
京都府知事 西 脇 隆 俊



建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 8 年 5 月 12 日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定番号     | 指 定<br>年月日    | 所管土木<br>事務所名 | 道路の位置           | 道路の<br>延 長 | 道路の<br>幅 員                 |
|----------|---------------|--------------|-----------------|------------|----------------------------|
| 乙第 646 号 | 令<br>8. 4. 24 | 京都府乙訓土木事務所   | 長岡京市金ヶ原芝 16 の 6 | m<br>27.5  | 最小 m<br>6.0<br>最大 m<br>6.0 |



建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり二級建築士に対する懲戒処分を行った。

令和 8 年 5 月 12 日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

| 処 分<br>年月日    | 建築士の氏名、種別及び登録番号                    | 処分の内容 | 処分の原因となった事実  |
|---------------|------------------------------------|-------|--|
| 令<br>8. 3. 10 | 河村 孝昭<br>二級建築士<br>京都府知事登録第 7517 号  | 戒告    | 法第 22 条の 2 第 2 号に規定する二級建築士定期講習を期限内に受講しなかった。このことは、法第 10 条第 1 項第 1 号に該当する。 |
| 〃             | 茂山 幸裕<br>二級建築士<br>京都府知事登録第 8290 号  | 〃     | 〃  |
| 〃             | 久居 一明<br>二級建築士<br>京都府知事登録第 10089 号 | 〃     | 〃  |

教 育 委 員 会

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 12 日  
京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

## 京都府教育委員会規則第5号

## 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式及び別記第15号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

別記第20号様式中「個人情報の保護に関する法施行条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行細則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

## 公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年5月12日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称及び数量  
デジタルフォレンジックツールの賃貸借 一式
  - (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 賃貸借期間  
令和8年8月1日から令和11年7月31日まで
  - (4) 納入場所  
京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3  
京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2253

- (2) 仕様書の交付場所  
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3  
京都府警察サイバー対策本部サイバー捜査課  
電話075-451-9111 内線3242
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付等
  - ア 交付期間  
令和8年5月12日（火）から令和8年6月4日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。
  - イ 入手方法
    - (ア) 入札説明書
      - a 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（[https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei\\_k/nyusatsu/index.html](https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html)）からダウンロードすること。
      - b やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
    - (イ) 仕様書  
アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(2)の場所に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
  - (3) 1の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
  - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
  - (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。
- 4 入札参加資格の確認  
入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

|   |   |
|---|---|
| <p>(1) 提出期間等</p> <p>ア 提出期間<br/>2の(3)のアに同じ。</p> <p>イ 提出場所<br/>2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>(ア) 持参により提出する場合<br/>提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。</p> <p>(イ) 郵送により提出する場合<br/>書留郵便で提出期間内に必着のこと。</p> <p>(2) 確認通知<br/>入札参加資格の確認結果は、別途通知する。</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。</p> <p>(ア) 資格審査申請書の提出期間<br/>令和8年5月12日(火)から令和8年5月22日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。)</p> <p>なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。</p> <p>(イ) 資格に関する文書入手するための手段<br/>原則として、京都府ホームページ (<a href="https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html">https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html</a>) からダウンロードすること。</p> <p>(ウ) 提出場所及び問合せ先<br/>京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町<br/>京都府総務部入札課入札・物品調達調整係<br/>電話075-414-5428</p> <p>5 入札手続等</p> <p>(1) 入札及び開札の日時、場所等</p> <p>ア 日時<br/>令和8年6月24日(水)午前10時</p> <p>イ 場所<br/>京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3<br/>京都府警察本部本館入札室</p> <p>ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等</p> <p>(ア) 受領期限<br/>令和8年6月23日(火)</p> <p>(イ) 提出先<br/>〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3<br/>京都府警察本部総務部会計課長</p> <p>(ウ) その他<br/>郵送による場合の入札書の提出方法は、入札</p> | <p>説明書において指定する。</p> <p>(2) 開札に立ち会う者<br/>開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。</p> <p>(3) 入札の方法<br/>持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。</p> <p>(4) 入札書に記載する金額<br/>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(5) 入札の無効<br/>次のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br/>なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。</p> <p>ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札</p> <p>イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札</p> <p>ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札</p> <p>エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札</p> <p>(6) 落札者の決定方法<br/>京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨<br/>日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(8) 契約書作成の要否<br/>要する。</p> <p>6 入札保証金<br/>入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。</p> <p>7 契約保証金<br/>免除する。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。</p> <p>(2) 詳細は、入札説明書による。</p> |
|---|---|

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased

Lease of Digital Forensic Tools, 1set

(2) The time, date and place for tender

10:00 a.m., Wed., June 24th, 2026

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Due date for tender from submission by mail

Tue., June 23th, 2026

(4) The time, date and place for the opening of tender

10:00 a.m., Wed., June 24th, 2026

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2253

---

正 誤

---

昭和56年7月31日付け京都府公報号外第73号中次のとおり訂正

| ページ  | 欄 | 行    | 誤     | 正   |
|------|---|------|-------|-----|
| 13   | 左 | 下から3 | 16号   | 15号 |
|      | 右 | 上から8 | 大鳴    | 峠ノ尻 |
| 1324 |   |      | 10007 |     |